

東京医科歯科大学学部学生海外研修奨励賞に関する規則

平成26年12月17日
規則第140号

(目的)

第1条 本学の優れた学生に対して海外研修の機会を提供し、豊かな感性と国際性を持つ人材の育成を行うことを目的として、東京医科歯科大学学部学生海外研修奨励賞（以下「奨励賞」という。）を定めるものとする。

(対象)

第2条 奨励賞の対象となる学生は、心身共に健全にして学業優秀と認められるとともに、海外研修に意欲を有する学部学生で、各学部学科2年次以上とする。ただし、学業不振により留年した学生は除くものとする。

(派遣期間及び派遣時期)

第3条 派遣期間は2週間（14日）以上を対象とし、派遣時期は、原則、奨励賞を受賞した年度内とする。ただし、天災その他やむを得ない事情が生じた場合は卒業する年度まで期間を延長することができる。

(申請方法)

第4条 対象学生は、所属する学部の長に別に定める申請書を提出しなければならない。
2 各学部においては、申請書を取りまとめるうえ学長に申請するものとする。

(対象学生の決定)

第5条 対象学生は、各学部からの推薦に基づき学長が決定する。
2 学長は、前項の決定を行ったときは、本人へ速やかに通知するものとする。

(奨励金の支給)

第6条 対象学生に対しては、海外研修奨励金（以下「奨励金」という。）を支給する。
2 奨励金は、原則として東京医科歯科大学基金をもって充てるものとする。
3 奨励金は、最低額20万円を支給し、派遣日数が15日を超えた場合は、1日につき3千円を追加し、上限を50万円とする。ただし、東京医科歯科大学学部学生海外拠点派遣助成金を受給する学生に対しては、奨励金を支給しないものとする。
4 独立行政法人日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）奨学金（以下、「JASSO 奨学金」という。）を受給する対象学生に対する奨励金は、前項で定める奨

励金支給額と JASSO 奨学金支給額との差額を支給するものとし、JASSO 奨学金の規定により支給額等に制限がある場合にはそれに従うものとする。

(奨励金支給対象者数)

第 7 条 奨励金の支給対象者数は、原則として、年度を通じて各号により決定する。

- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 医学部医学科 | 6 名以内 |
| (2) 医学部保健衛生学科看護学専攻 | 2 名以内 |
| (3) 医学部保健衛生学科検査技術学専攻 | 1 名以内 |
| (4) 歯学部歯学科 | 3 名以内 |
| (5) 歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻 | 1 名以内 |
| (6) 歯学部口腔保健学科口腔保健工学専攻 | 1 名以内 |

2 特に学業優秀と認められるなど、学長が特に必要と認める場合は、前項各号に定める支給対象者数の上限を超えることができるものとする。

(報告)

第 8 条 奨励金の支給を受けた者は、別に定める研修報告書により、海外研修終了後 30 日以内に学長に報告するものとする。

(事務)

第 9 条 制度に関する事務は、医学部事務部及び歯学部事務部の協力を得て、統合国際機構事務部国際交流課において処理する。

(その他)

第 10 条 奨励賞に関して、特別な事情が生じ、学長が特に必要と認めた場合は、この規則によらない取り扱いができるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年度派遣学生より施行する。
- 2 東京医科歯科大学海外研修奨励制度に関する内規（平成 16 年 4 月 1 日制定）及び東京医科歯科大学海外研修奨励金支給取扱要領（平成 16 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

附 則（平成 28 年 7 月 1 日規則第 111 号）

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。附 則（平成 29 年 4 月 6 日規則第 63 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 6 日より施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 7 月 31 日規則第 108 号）この規則は、平成 29 年 7 月 31 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 9 月 29 日規則第 110 号）

この規則は、令和2年9月29日より施行し、令和2年9月1日から適用する。